

第2節 防衛省・自衛隊の組織

1 防衛力を支える組織

① 防衛省・自衛隊の組織

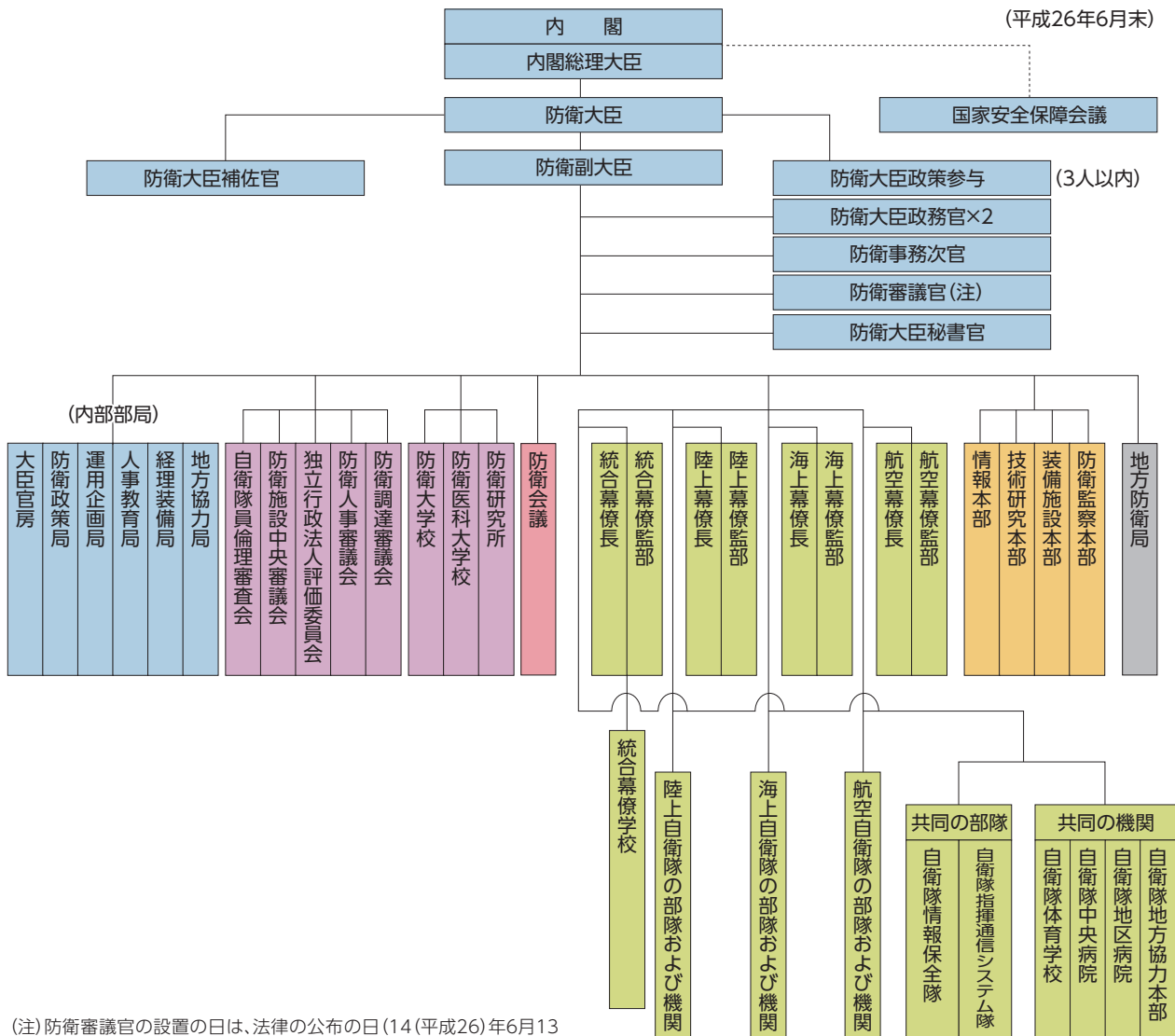
防衛省・自衛隊¹は、わが国の防衛という任務を果たすため、実力組織である陸・海・空自を中心に、防衛大学校、

防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部など、様々な組織で構成されている。

【参照】図表Ⅱ-2-2-1（防衛省の組織図）、

図表Ⅱ-2-2-2（防衛省の組織の概要）

図表Ⅱ-2-2-1 防衛省の組織図



(注) 防衛審議官の設置の日は、法律の公布の日(14(平成26)年6月13日)から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日

(臨時または特例で置くものを除く。)

¹ 防衛省と自衛隊は、ともに同一の防衛行政組織である。「防衛省」という場合には、陸・海・空自の管理・運営などを任務とする行政組織の面をとらえているのに対し、「自衛隊」という場合には、わが国の防衛などを任務とする、部隊行動を行う実力組織の面をとらえている。

図表Ⅱ-2-2-2 防衛省の組織の概要

組 織	概 要
陸上自衛隊 (注)	<ul style="list-style-type: none"> ○方面隊 <ul style="list-style-type: none"> ・複数の師団および旅団やその他の直轄部隊(施設団、高射特科群など)をもって編成 ・5個の方面隊があり、それぞれ主として担当する方面の防衛にあたる。 ○師団および旅団 <ul style="list-style-type: none"> 戦闘部隊と戦闘部隊に対し後方支援を行う後方支援部隊などで編成 ○中央即応集団 <ul style="list-style-type: none"> 空挺団、ヘリコプター団、中央即応連隊、特殊作戦群、中央特殊武器防護隊やその他の部隊をもって編成
海上自衛隊 (注)	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛艦隊 <ul style="list-style-type: none"> ・護衛艦隊、航空集団(固定翼哨戒機部隊などからなる。)、潜水艦隊などを基幹として編成 ・主として機動運用によってわが国周辺海域の防衛にあたる。 ○地方隊 <ul style="list-style-type: none"> 5個の地方隊があり、主として担当区域の警備および自衛艦隊の支援にあたる。
航空自衛隊 (注)	<ul style="list-style-type: none"> ○航空総隊 <ul style="list-style-type: none"> ・3個の航空方面隊および南西航空混成団を基幹として編成 ・主として全般的な防空任務にあたる。 ○航空方面隊 <ul style="list-style-type: none"> 航空団(戦闘機部隊などからなる。)、航空警戒管制団(警戒管制レーダー部隊などからなる。)、高射群(地对空誘導弾部隊などからなる。)などをもって編成
防衛大学校 (神奈川県横須賀市)	<ul style="list-style-type: none"> ○幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関 <ul style="list-style-type: none"> 幹部自衛官となるべき者の教育訓練(一般の大学と同様の大学設置基準に準拠した教育を含む。)を行う。 ○一般大学の修士および博士課程に相当する理工学研究科(前期および後期課程)および総合安全保障研究科(前期および後期課程)を設置 <ul style="list-style-type: none"> 高度の理論および応用についての知識ならびにこれらに関する研究能力を習得させるための教育訓練を行う。
防衛医科大学校 (埼玉県所沢市)	<ul style="list-style-type: none"> ○医師である幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関 <ul style="list-style-type: none"> 医師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練(学校教育法に基づき医学教育を行う大学の設置に準拠した教育を含む。)を行う。 ○保健師および看護師である幹部自衛官および技官となるべき者を教育訓練するための機関 <ul style="list-style-type: none"> 保健師および看護師である幹部自衛官および技官となるべき者の教育訓練(学校教育法に基づき看護学教育を行う大学の設置に準拠した教育を含む。)を行う。 ○学校教育法に基づく医学研究科博士課程に相当する医学研究科を設置 <ul style="list-style-type: none"> 高度の理論および応用についての知識ならびにこれらに関する研究能力を習得させるための教育訓練を行う。
防衛研究所 (東京都目黒区)	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛省のいわばシンクタンクにあたる機関 <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の管理および運営に関する基本的事項の調査研究を行う。 ・戦史に関する調査研究および戦史の編さんを行う。 ・幹部自衛官その他の幹部職員の教育などを行う。 ・付設の図書館では、歴史的に価値のある書籍や資料などを管理
情報本部 (東京都新宿区など)	<ul style="list-style-type: none"> ○軍事情報の収集・分析を行う防衛省の中央情報機関 <ul style="list-style-type: none"> ・警戒監視活動により入手する情報、画像情報、電波情報など各種の軍事情報を収集し、総合的な分析・評価を加えたうえで、省内各機関に対する情報提供を実施する。 ・本部と6つの通信所で構成
技術研究本部 (東京都新宿区など)	<ul style="list-style-type: none"> ○装備に関する研究開発を一元的に行う機関 <ul style="list-style-type: none"> ・各自衛隊の運用上の要求などに応じて研究開発を行う。 ・対象となる分野は各自衛隊が使用する火器・車両、船舶、航空機をはじめとして核・生物・化学兵器(NBC)対処や被服に至るまで幅広い。
装備施設本部 (東京都新宿区)	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊の任務遂行に必要な装備品などの調達契約事務および建設工事の実施事務(一部)を一元的に行う機関 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な装備品などとは、火器・弾薬、燃料、誘導武器、船舶、航空機、車両など ・建設工事の実施事務のうち、技術的基準の作成、計画の審査などを行う。
防衛監察本部 (東京都新宿区)	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛省・自衛隊の業務全般について独立した立場から監察する機関 <ul style="list-style-type: none"> 防衛大臣の命を受けて法令遵守などの観点から、独立した立場で防衛省・自衛隊における職務執行が適正に行われているかを監察する。
地方防衛局 (全国8か所)	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体および地域住民の理解および協力の確保、防衛施設の取得・管理・建設工事・基地周辺対策など、装備品などの調達にかかる原価監査・監督・検査などを行う。

(注) 巻末「主要部隊などの所在地」参照

2 防衛大臣を補佐する体制

防衛大臣は、防衛省の長として国の防衛に関する事務を分担管理し、自衛隊法の定めるところに従い、自衛隊の隊務を統括する。その際、防衛副大臣、防衛大臣政務官（2人）および防衛大臣補佐官が防衛大臣を補佐する。また、防衛大臣への進言を行う防衛大臣政策参与や、防衛省の所掌事務に関する基本的な方針について審議する防衛会議が置かれている。さらに、防衛大臣を助け、省務を整理し、各部署および機関の事務を監督する防衛事務次官が置かれている。加えて、14（平成26）年6月6日に「防衛省設置法等の一部を改正する法律案」が成立し、防衛大臣をはじめとする政務の補佐体制を万全にすべく、国際関係業務などを統括整理する防衛審議官が新設されることとなった。

そのほか、防衛大臣を補佐する機関として、内部部局、統幕および陸・海・空幕が置かれている。内部部局は、自衛隊の業務の基本的事項を担当し、官房長および各局長はその所掌に応じて、防衛大臣が統幕長や陸・海・空幕長に

対し行う指示・承認などについて補佐する。統幕は、自衛隊の運用に関する防衛大臣の幕僚機関であり、統幕長は、自衛隊の運用に関して軍事専門的観点から防衛大臣の補佐を一元的に行う。また、陸・海・空幕は運用以外の各自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関であり、陸・海・空幕長は、こうした隊務に関する最高の専門的助言者として防衛大臣を補佐する。

3 地方における防衛行政の拠点

防衛省は、防衛行政全般の地方における拠点として地方防衛局を全国8か所（札幌市、仙台市、さいたま市、横浜市、大阪市、広島市、福岡市および嘉手納町）に設置している。

地方防衛局は、基地周辺対策事業や装備品の検査などに加え、防衛省・自衛隊の取組に対して地方公共団体および地域住民の理解および協力を得るための様々な施策（地方協力確保事務）を行っている。

参照 IV部2章2節（防衛省・自衛隊と地域社会・国民とのかわり）

2 自衛隊の統合運用体制

拡大、多様化する自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、防衛省・自衛隊は、陸・海・空自を一体的に運用する統合運用体制をとっている。現下の安全保障環境に照らしても、統合運用体制は引き続き強化すべきものであることから、統幕の機能強化をはじめ、統合運用基盤の強化に取り組んでいる。

1 統合運用体制の概要

(1) 統幕長の役割

ア 統幕長は、統一的な運用構想を立案し、自衛隊の運用に関する軍事専門的観点からの大臣の補佐を一元的に行う。

イ 自衛隊の運用に関する大臣の指揮は統幕長を通じて行い、自衛隊の運用に関する命令は、統幕長が執行する。

その際、統合任務部隊²が組織された場合はもとより、単一の自衛隊の部隊を運用して対処する場合であっても、大臣の指揮命令は、統幕長を通じて行われる。

(2) 統幕長と他の幕僚長との関係

統幕は、陸・海・空幕から移管・集約した自衛隊の運用に関する機能を担い、陸・海・空幕は、人事、防衛力整備、教育訓練などの部隊を整備する機能を担う。

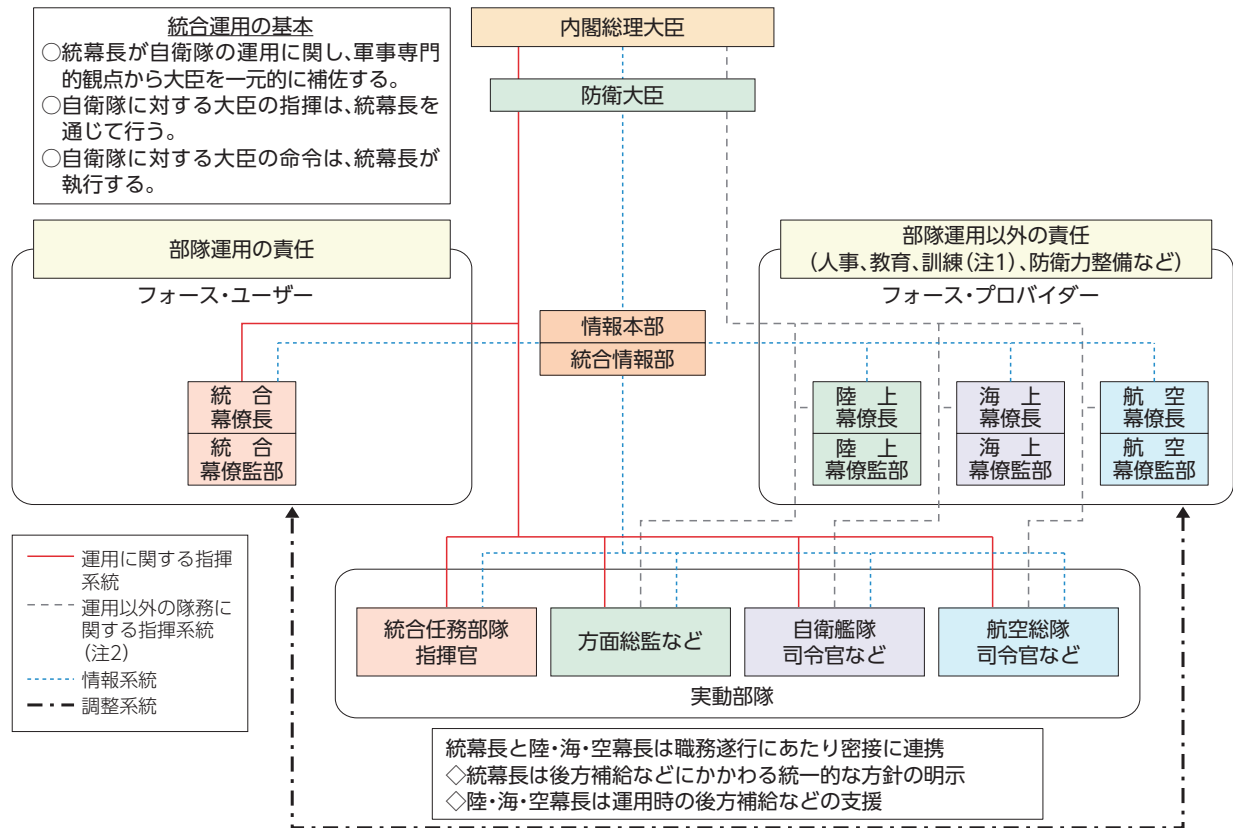
参照 図表Ⅱ-2-2-3（自衛隊の運用体制および統幕長と陸・海・空幕僚長の役割）

2 統合運用体制の充実のための基盤整備

統合運用体制では、陸・海・空自の各部隊間における確実な指揮命令の伝達と迅速な情報共有が重要である。これ

² 自衛隊法第22条第1項または第2項に基づき、特定の任務を達成するために特別の部隊を編成し、または隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に所要の部隊を置く場合であって、これらの部隊が陸・海・空自の部隊のいずれか2以上からなるものをいう。

図表Ⅱ-2-2-3 自衛隊の運用体制および統幕長と陸・海・空幕僚長の役割



(注1) 統合訓練は統幕長の責任

(注2) 「統合任務部隊」に関する運用以外の隊務に対する大臣の指揮監督について幕僚長が行う職務に関しては、大臣の定めるところによる。

らを支える基盤として、これまで防衛省・自衛隊の共通ネットワークである防衛情報通信基盤 (DII) や、各自衛隊の主要な指揮システムなどと接続して情報を集約し防衛大臣などの指揮監督を支援する中央指揮システム (CCS) を整備してきた。統合運用基盤を強化するため、衛星通信を含む高度な情報通信ネットワークを活用した指揮統制機能および情報共有態勢を保持することとされており³、引き続き内外の優れた情報通信技術を利用したより広範・機動的な情報通信態勢の構築を進めている。

各部隊においても、平素から各種事態に対応するための計画の作成などを行うとともに、統合訓練などを通じて、任務を遂行できる態勢を維持しておく必要がある。そのため主要部隊司令部には、他自衛隊の幕僚を平素から配置するとともに、必要に応じて幕僚を増員することとしている。これまでの実績を踏まえつつ、教育訓練の充実、自衛隊の司令部組織のあり方、統合運用に適した人材の育成、装備品の共通化などについて、より効果的な運用体制を目指して引き続き検討し、必要な措置を講じていく。

3 衛星通信は、広域性・即時性などの特徴を活かし、周辺海域において警戒監視活動を行う護衛艦や航空機との通信、被災地や海外に展開する部隊との通信などに利用されている。